

定期監査の結果

(平成30年度財務)

愛媛県監査事務局

1 定期監査の実施方針

定期監査(地方自治法第199条第4項の規定による監査)において、同条第1項の規定による財務監査を、次の事項に主眼を置き実施した。

- ① 財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうか
- ② 経営に係る事業の管理が合理的かつ能率的に行われているかどうか

2 定期監査の執行状況

平成30年度財務に係る定期監査は231機関に対して実施した。そのうち、174機関は実地により、57機関は書面により監査を実施した。

区分	実地監査	書面監査	計
知事部局	121	7	128
本庁	66	0	66
地方局	34	0	34
地方機関	21	7	28
諸局	4	0	4
本庁	4	0	4
教育委員会	30	42	72
本庁	8	0	8
地方機関(高等学校等)	22	42	64
公安委員会	9	8	17
本庁	1	0	1
地方機関(警察署)	8	8	16
公営企業管理局	10	0	10
本庁	3	0	3
地方機関(病院等)	7	0	7
合計	174	57	231
本庁	82	0	82
地方機関(地方局を含む。)	92	57	149

3 定期監査の結果

(1) 監査結果の処理区分

ア 指摘事項

・公表事項

監査委員が、指摘事項を公表(県報掲載)するもの

・文書通知事項

監査委員が、監査を実施した機関に対して、指摘事項を文書で通知するもの

イ 指導事項

予備監査における口頭指導にとどめるもの

(2) 指摘事項の状況

平成30年度財務に係る指摘事項の内訳は次のとおりである。

なお、主な指摘の内容は、本書付録に収録している。

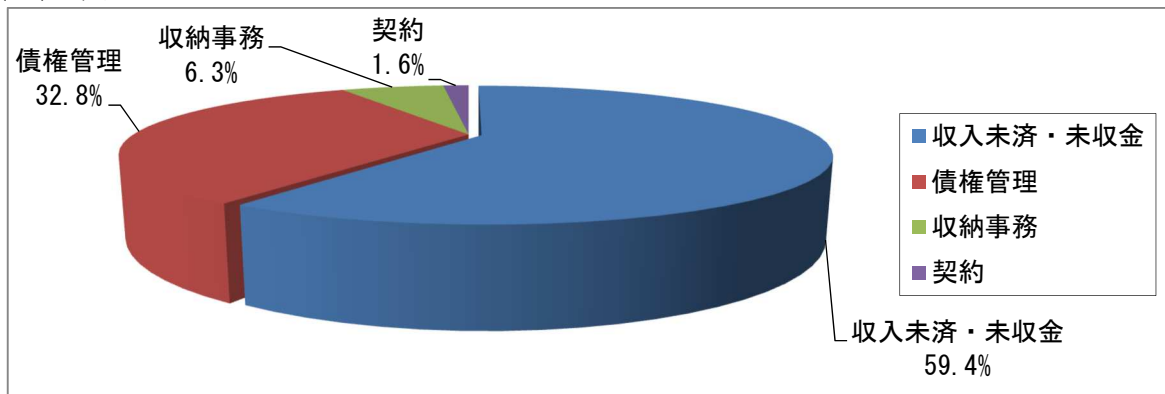
ア 会計別

区分	指摘件数	うち公表
普通会計	138	64
企業会計	14	11
合計	152	75

イ 内容別

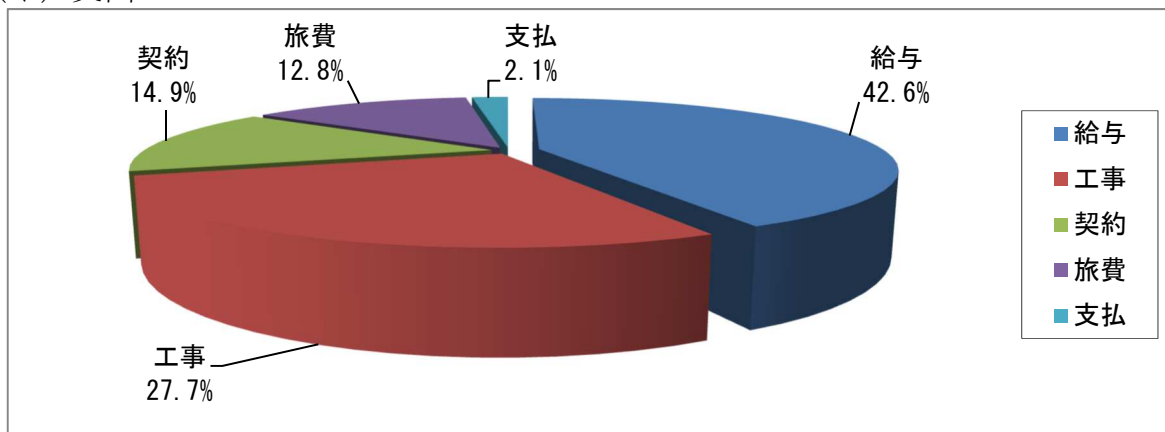
区分	収入	支出	その他	計
指摘件数	64	47	41	152
うち公表	59	2	14	75
構成比 (%)	42.11	30.92	26.97	100.00

(ア) 収入



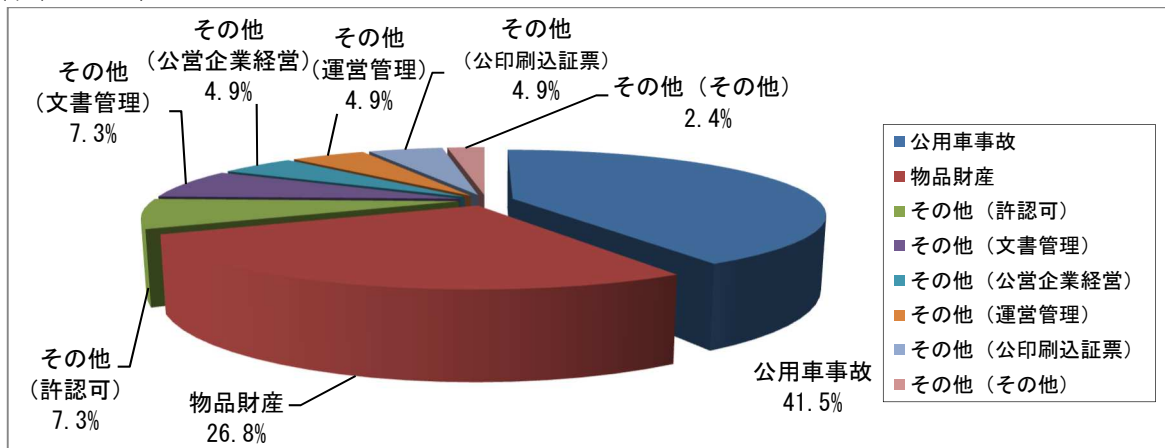
収入に関する指摘件数は、収入未済・未収金に関すること 38 件、債権管理に関すること 21 件、収納事務に関すること 4 件、契約に関すること 1 件である。

(イ) 支出



支出に関する指摘件数は、給与に関すること 20 件、工事に関すること 13 件、契約に関すること 7 件、旅費に関すること 6 件、支払に関すること 1 件である。

(ウ) その他



その他に関する指摘件数は、公用車事故に関すること 17 件、物品財産に関すること 11 件、その他事務事業に関すること 13 件 (うち許認可 3 件、文書管理 3 件、公営

企業経営 2 件、運営管理 2 件、公印刷込証票 2 件等) である。

(3) 指導事項の状況

平成 30 年度財務に係る指導事項の内訳は次のとおりである。
 なお、主な指導の内容は、本書付録に収録している。

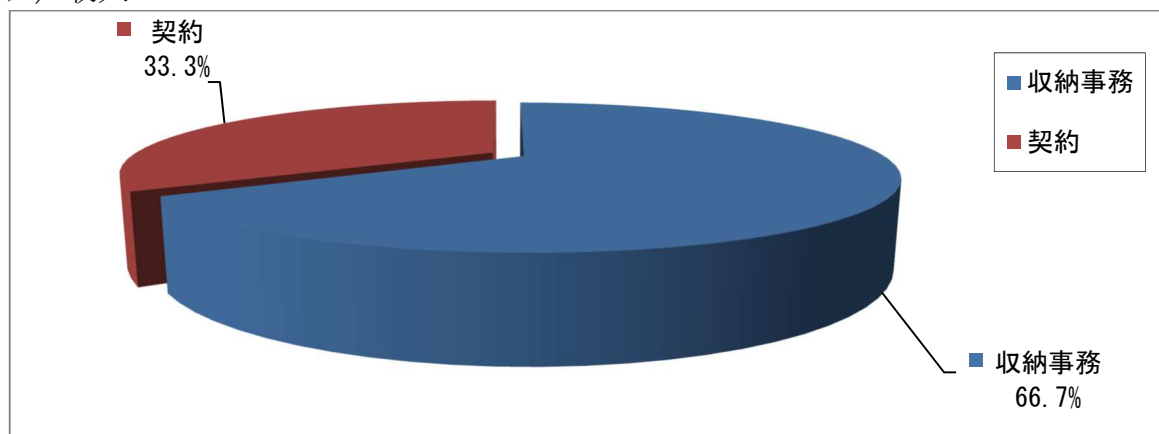
ア 会計別

区分	指導件数
普通会計	171
企業会計	9
合計	180

イ 内容別

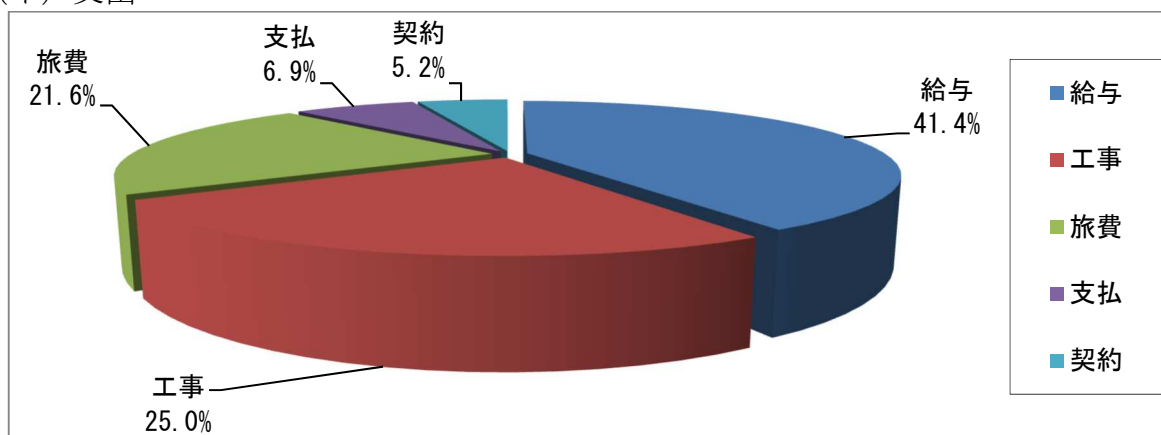
区分	収入	支出	その他	計
指導件数	12	116	52	180
構成比 (%)	6.67	64.44	28.89	100.00

(ア) 収入



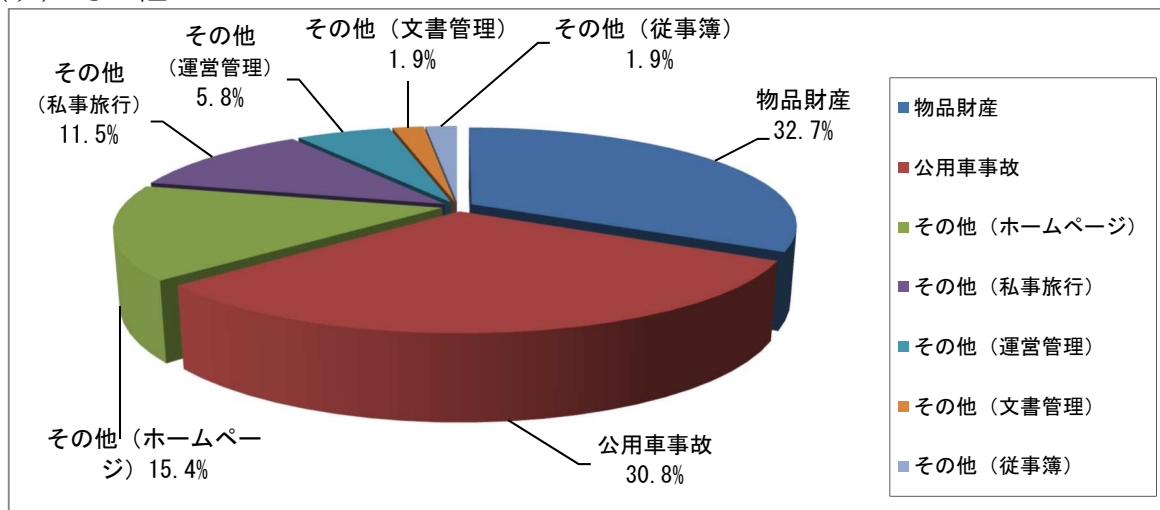
収入に関する指導件数は、収納事務に関すること 8 件、契約に関すること 4 件である。

(イ) 支出



支出に関する指導件数は、給与に関すること 48 件、工事に関すること 29 件、旅費に関すること 25 件、支払に関すること 8 件、契約に関すること 6 件である。

(ウ) その他



その他に関する指摘件数は、物品財産に関すること 17 件、公用車事故に関すること 16 件、その他事務事業に関すること 19 件(うちホームページ 8 件、私事旅行 6 件、運営管理 3 件等)である。

4 組織及び運営の改善合理化等に関する意見

定期監査にあたって、監査委員は、本県の事務処理が最少の経費で最大の効果を挙げているか、また、組織及び運営の合理化や規模の適正化が図られているかという点にも配慮する必要がある(地方自治法第 199 条第 3 項参照)ことから、関係機関に対して、監査結果に基づく「組織及び運営の改善合理化等に関する意見」を提出した。

(1) 普通会計

- 県立高等学校が管理する分収林について、契約期間が満了したままになっているものがあるなど不適切な事例が見受けられ、他方、平成 31 年 4 月から森林経営管理制度及び森林環境譲与税が創設されたことを鑑みて、県下の県立高等学校が管理する分収林契約の今後の取扱い等について、関係機関との検討を求めたもの
- 児童支援及び女性支援に係るホームページについて、近年の各施設の重要性を考慮の上、各施設が一体となって掲載する方法等の掲載内容の充実を求めたもの
- 公用車の ETC カード利用について、ETC マイレージ登録されていないものが見受けられたため、登録について検討を求めたもの
- 教育委員会においては、県立学校で実施する 1 件当たり 250 万円以上、3000 万円未満の工事等について、その工事等が完成した時は高校教育課に在籍する建築指導員の完成確認を受け、高校教育課から「完成確認調書」の通知を受けた後に、県立学校の検査員による完成検査を行い、工事等受注業者に対し「工事検査済証」を交付する取扱いとしている。

平成 30 年度財務を対象とした定期監査において、各県立学校において工事等の執行状況について確認したところ、完成届を工事等受注業者から受理していたにもかかわらず、高校教育課在籍の建築指導員による完成確認に時間を要し、県立学校への完成確認調書の通知が遅れたため、契約書に定められている期間内に県立学校の検査員による完成検査ができなかった事例、工事等受注業者から完成届が提出され、県立学校の検査員による完成検査を行っていたにもかかわらず、その後に高校教育課在籍建築指導員による完成確認で指摘を受け、手直しを行った事例など、不適切な事例が見

受けられた。

また、高校教育課に在籍する建築指導員が各県立学校に対し通知する「完成確認調書」の内容について確認したところ、当該工事に関係のない材料の規格や品質に関する項目が記載され、これらを確認した旨が記入されているものが多数見受けられた。

県立学校で行う完成検査前に高校教育課から学校に通知する完成確認調書の信頼性を高めるためにも、当確認調書の記載内容について見直しを行うとともに、契約書に定められた期間内に県立学校の検査員による完成検査が実施できるよう、それに先立って実施される高校教育課在籍の建築指導員による完成確認の実施体制の見直しや強化について適正な検査体制の確立の検討を求めたもの

- 仮設興行場の許可証の有効期間について、興行場法施行細則(昭和 25 年 5 月 30 日 付け規則第 27 号)第 4 条の規定に基づき 10 日以内とされているが、1 か月を超えて長期に仮設興行を行う事例もあることから、許可証の適切な有効期間について検討を求めたもの

指 摘 事 項 ・ 指 導 事 項 の 状 況
（ 個 別 内 容 ）

第1 普通会計

1 収入に関すること

項目	内容
(1)収入未済に関すること	<p>収入未済の収入確保に努めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅貸付料 ・ 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金 ・ 生活保護費戻入金 ・ 県税 ・ 児童福祉施設入所措置費負担金 ・ 子ども療育センター利用料金 ・ 看護職員修学資金貸付金償還金 ・ 児童扶養手当返還金 ・ 林業改善資金貸付金償還金 ・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金 ・ 住宅貸付損害金 ・ 奨学資金貸付金償還金 ・ 地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金償還金 ・ 放置違反金 ・ 延滞金(放置違反金に伴うもの)
(2)債権管理に関すること	<p>適切な債権管理が望まれるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 損害弁償金 ・ 非常勤嘱託職員報酬返納金 ・ 前払金余剰額に対する利息(工事請負契約の解除に伴うもの) ・ 河川不法投棄処分費負担金 ・ 生活安定資金貸付金償還金 ・ 特別障害者手当返還金 ・ 土木使用料(堤防河川敷地水面) ・ 政治資金関係文書に係る手数料 ・ 行政代執行費用(高濃度PCB廃棄物の処分に係るもの) ・ 延滞金(看護職員修学資金貸付金償還金に伴うもの) ・ 違約金(工事請負契約の解除に伴うもの) ・ 違約金(貸付金償還金に伴うもの) ・ 心身障害者扶養共済年金過払金 ・ 企業立地促進事業費補助金返還金 ・ 地域改善対策職業訓練受講資金等貸付金償還金 ・ 賠償金(公用車事故に伴うもの)

項目	内容
(3) 契約に関すること	<p>ア 契約の決定・締結に適正を欠いていたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出荷販売契約の締結について、契約期間開始から3カ月を経過しているにもかかわらず、契約書を徴していなかったもの ・ 生産物の委託販売について、契約書、請書その他これに準ずる書面が整備されておらず、販売手数料の有無をはじめとして販売代金との関係が不明となっていたもの ・ 生産物の概算処分について、予定価格の単価のみが決定され、概算処分数量が示されておらず、売払い予定価格の総額が不明となっているなど、随意契約の根拠や予定価格調書の省略の根拠が確認できなかったもの
	<p>イ 契約の履行の確保に適切を欠いていたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲料用自動販売機設置に係る賃貸借契約について、契約書の定めによる販売実績報告書の提出をさせていなかったもの
(4) 収納事務に関すること	<p>ア 書き損じをした現金領収書について、適切な取扱いをしていなかったもの</p>
	<p>イ 生産品受払簿の整理が適正にされていなかったもの</p>
	<p>ウ 申請書等の書面と収入証紙の彩紋にかけての検印がなかったもの</p>
	<p>エ 生産品の委託販売において、地方自治法第210条に基づき販売代金の調定と販売手数料の支出負担行為を各々処理すべきところ、販売代金から販売手数料を差し引いた手取り額で調定していたもの</p>
	<p>オ 現金出納事務について、現金出納簿を作成していなかったもの</p>

2 支出に関すること

項目	内容
(1) 契約に関すること	<p>ア 契約の決定・締結に適切を欠いていたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 随意契約について、見積書を1人の者から徴する理由が明示されていなかったもの ・ 決裁権者の決裁を受けずに契約保証金を免除していたもの ・ 愛媛県会計規則第151条に基づく請書等を徴していなかったもの
	<p>イ 契約の履行の確保に適切を欠いていたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法第234条の2第1項に基づく完了確認をしていなかったもの ・ 愛媛県会計規則第162条に基づく履行の終了通知を提出させていなかったもの ・ 愛媛県会計規則第164条に基づく検査調書を作成していなかったもの ・ 検査実施者が、契約担当者と同一職員等であったもの ・ 修繕で発生した産業廃棄物の処理を請負業者が契約完了期限内に行っていなかったもの ・ ガソリン購入契約について、契約書の定めに基づく受領印のある給油済伝票を提出させていなかったもの ・ 保守業務委託について、業務実施要領に定められた点検・検査項目の一部の履行状況が確認できなかったにもかかわらず、適正に履行されたものとして完了検査を行っていたもの
(2) 給与に関すること	<p>ア 扶養手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主たる扶養者の変更認定後において、家計の実態等に関する継続的な実情把握が不十分であったもの ・ 電算入力の不備により過支給となっていたもの
	<p>イ 住居手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住居届兼住居手当認定簿の「職員居住用」の欄に記載すべきところ、「単身赴任受給者留守家族居住用」に記載していたため、支給不足となっていたもの ・ 日割計算による認定をすべきところ、月額で支給し過支給になっていたもの ・ 住居手当認定の手続きをすることなく減額していたもの ・ 認定・確認簿に担当者確認印を押印していなかったもの ・ 人事給与基本情報への記録誤りにより過支給となっていたもの
	<p>ウ 通勤手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大口ECO定期の利用が可能であったにもかかわらず、通常の6カ月定期代で認定していたため過支給となっていたもの ・ 人事給与基本情報への記録誤りにより過誤となっていたもの ・ 認定額の算定誤りにより、過支給となっていたもの ・ 高速道路を利用して通勤している職員の通勤手当について、届出と違う経路で通勤していたにもかかわらず、所属において事後の確認を怠っていたため、過支給となっていたもの ・ 事後の確認について、ETC利用明細書や定期券等の提示を求めなどの調査確認をしていなかったもの ・ 定期券等の途中解約における払戻手数料の計上誤りにより過支給となっていたもの ・ 通勤手当認定・確認簿の各月支給額が誤って記載されていたもの ・ 認定・確認簿に担当者確認印を押印していなかったもの

項目	内容
(2)給与に関すること(続き)	<p>ウ 通勤手当(続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年7月1日の運賃改定に伴う通勤手当額の改定手続を行うことなく、支給していたもの ・臨時職員の通勤手当について、前任用時から変更がない旨の意思決定をしないまま支給していたもの <p>エ 超過勤務手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一週を超えた週休日の振替、又は週休日の振替に伴う適用単価の誤りにより過誤が生じていたもの ・同一週を超えた週休日の振替、又は週休日の振替に伴う勤務時間の認識誤りにより過誤が生じていたもの ・実績給与情報への記録誤りにより過誤が生じていたもの ・超過勤務時間の集計誤りにより、支給額に過誤が生じていたもの ・超過勤務手当の適用単価誤りにより支給額に過誤が生じたもの ・超過勤務手当について、命令簿への記載誤りにより休日給として支給していたもの <p>オ 特殊勤務手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特殊勤務日数の集計誤りにより、過支給となっていたもの ・特殊勤務従事簿の記載誤りにより支給額に過誤が生じていたもの <p>カ 現金支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精算手続をしていなかったもの <p>キ 管理職員特別勤務手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績給与情報への記録誤りにより過支給となっていたもの <p>ク 宿日直手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿直確認簿の記載漏れにより支給不足となっていたもの
(3)工事に関すること	<p>ア 施工管理に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全てが県内下請業者の場合は評価を1ランク上げる必要があったにもかかわらず、誤った工事成績評定をしていたもの ・契約書に定める受注者への監督員の通知を行っていなかったもの ・愛媛県土木工事共通仕様書に定める産業廃棄物処理委託契約書の写し等が提出されていないもの <p>イ 設計積算に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計変更の単価について、土木工事標準積算基準に基づき単価調査を行って変更契約をすべきところ、請負業者からの聞き取りで変更していたもの ・積算単価の違算があり、予定価格の積算根拠が不明確になっていたもの ・変更設計金額に当初請負率を乗じて変更請負金額を決定しないといけないところ、当初請負金額に変更見積額を足した金額で変更請負金額としていたもの ・交通誘導員を配置について、計上漏れにより工事原価に過誤が生じたもの ・変更契約書について、設計書と展開図における記載内容に齟齬が生じていたもの ・交通誘導員に係る費用を共通仮設費の対象として計上すべきところ、対象外として積算していたため、工事原価に過誤が生じていたもの ・変更設計書について、平張コンクリートの数量の計上誤りにより工事原価の過誤が生じていたもの ・フェンス設置工事におけるコンクリートの算出誤りにより工事原価の過誤が生じていたもの

項目	内容
(3) 工事に関すること(続き)	ウ 請負契約に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更契約を締結後において、契約書に定める変更工程表を請負者から提出させていなかったもの ・ 工事請負契約書に工事内容を示す設計図書の添付がなかったもの
	エ 契約の履行の確保に適切を欠いていたもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 設計委託について、業務完了後に検査を行っていたにもかかわらず、契約期間終了後に審査指摘により業者へ作業依頼を行い設計修正を行っていたもの ・ 完了届を受理してから10日以内に完成検査を実施していなかったもの ・ 工事成績評定通知実施要領第5に基づく、説明請求に対する回答を行わずに工事成績評定を変更していたもの ・ 請負者は「道路照明施設等に係る年間維持工事特記仕様書」に基づき、設計変更に必要な数量を提出することとなっているが、請負者が記録を失念し実績に関する資料の提出がされていなかったもの
	オ その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札及び契約の過程、内容等を公表日の翌日から起算して1年間の経過する日の属する年度末までホームページ等で掲示がされていなかったもの
(4) 旅費に関すること	ア 航空機(出張パックを含む。)を自己手配した場合又は実費調整した場合の領収書等を所属で確認、保管していなかったもの
	イ 別途調達したレンタカーにより移動し、終日現地交通費が不要であったにもかかわらず、日当を減額調整していなかったもの
	ウ 日当等の調整誤りにより、支給額に過誤が生じていたもの
	エ 私事旅行を伴う旅行について、書面による私事旅行実施申立書を徴していなかったもの
	オ 公用車による行程距離200キロメートルを超える場合の日当(昼食代等相当額)が旅費システムへの未入力により支給不足となっていたもの
	カ 宿泊料の調整誤りにより、支給額に過誤が生じていたもの
	キ 県費以外から旅費が支給される旅行について、旅行命令簿への記載(旅行システムへの入力)がなかったもの
	ク 徒歩での出張であったにもかかわらず、旅費を支給していたもの
	ケ 校外での部活動指導を実施したとして特殊業務手当が支給されているにもかかわらず、旅行命令簿への記載がなかったもの
	コ 食卓料の調整誤りにより、支給額に過誤が生じていたもの
	サ 船賃の支給について、出張者本人以外の者に対し支給していたもの
	シ キャンセル料及び払戻手数料の請求漏れにより支給額に過誤が生じていたもの
	ス フェリー代や有料橋りょう利用料の実費調整誤りにより支給額に過誤が生じていたもの
	セ 車賃の入力誤りにより、支給額に過誤が生じていたもの

項目	内容
(5)支払に関する事	ア 年度の途中で、退学又は転学した者の就学支援金の扱いについて、事実発生日を決議日として、公金振替処理がなされていなかったもの
	イ 物品調達等検査事務に係る検査実施者について所属長が指名をしていなかったもの
	ウ 特別支援教育就学奨励費について、学校給食費の算定誤りにより過支給となっていたもの
	エ 非常勤嘱託の報酬について、勤務実績がないにもかかわらず支給していたもの
	オ 特別支援教育就学奨励費について、学用品購入費の算定誤りにより過支給となっていたもの

3 その他

項目	内容
(1) 物品財産に関する事	<p>ア 郵便切手、はがき等の管理に関する事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 切手の実数と受払簿上の残数が一致しなかったもの ・ 証紙の実数と受払簿上の残数が一致しなかったもの ・ 受払簿に物品出納者印を押印していなかったもの ・ 購入した切手等の納品書と受払簿における日付及び購入枚数が一致していなかったもの <p>イ 物品の管理に関する事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重要物品について、物品管理簿に記帳していなかったもの <p>ウ 物品の点検に関する事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成28年3月29日付総務部長及び会計管理者通知においてルール化された方法で、愛媛県会計規則第181条に基づく点検を行っていないかったもの ・ 物品分類表及び物品会計事務の見直しに伴う帳簿の整理について、定められた期間内に終了しておらず新帳簿に移行していなかったもの <p>エ 原材料の管理に関する事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原材料について、受払簿が整備されていなかったもの
(2) 事故に関する事	<p>ア 公用車に関する事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公用車の運転中において、職員の不注意により人的・物損事故が生じていたもの <p>イ 物品に関する事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時優先携帯電話について、約4ヶ月の間、所在不明に気づかず放置し、物品の事故報告の提出が遅れていたもの
(3) その他	<p>ア 許認可等事務に関する事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 占用許可について、占用期間を誤っていたもの ・ 誤った占用期間で台帳を整備したため、次年度の占用料について年度当初に行うべき調定ができていなかったもの ・ 占用許可条件としている工事着手及び完了等における届出をさせていなかったもの <p>イ 文書の管理等に関する事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 証紙収納事務について、文書システムへの登録、申請書余白への添付物品の種類や数量等の記載を行っていないかったもの <p>ウ 公印刷込証票の管理に関する事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受払簿を調製していなかったもの ・ 委託事業における契約書に公印刷込証票の管理について取り決めがなく、用紙の受払状況が確認できなかったもの <p>エ 就業規程・勤務条件・服务等に関する事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公務出張にあわせて行った私事旅行について、取得すべき休暇の取扱いを誤っていたもの ・ 教育業務連絡指導従事簿に従事日の記載がなかったもの

項目	内容
(3)その他(続き)	<p>オ 組織運営その他に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別会計の健全な運営に向けて、より一層の努力が望まれるもの ・ 職員住宅の管理について、規程に基づき適正に管理がされていなかったもの ・ 雑用水の水質検査の結果、基準に達していない項目があったにもかかわらず、対応していなかったもの ・ ガソリン購入契約における支払いの審査について、契約書の定めに基づく受領印のある給油済伝票が提出されていない事実を見落としていたもの ・ 公用車の損傷があったが日時及び場所が確認できない状況など、日常点検の適切な運用管理ができていなかったもの ・ ホームページについて、最新の情報に更新されていなかったものやリンク切れ等が生じていたもの

第2 企業会計

1 収入に関すること

項目	内容
(1)未収金に関すること	未収金の収入確保に努めるもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人医業未収金 ・ 医業外未収金

2 支出に関すること

項目	内容
(1)契約に関すること	ア 契約の決定・締結に適切を欠いていたもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 決裁権者の決裁を受けずに契約保証金を免除していたもの
	イ 契約の履行の確保に適切を欠いていたもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 保守管理業務委託について、契約書の定めに基づく業務実施計画書を提出させていなかったもの
(2)工事に関すること	ア 設計積算に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 設計積算における指導員派遣の旅費交通費について、往復割引を適用していなかったため、工事原価の過誤が生じていたもの ・ 交通誘導警備員について、算出誤りにより工事原価の過誤が生じていたもの ・ 設計積算における交通費の有料道路利用料について、算出誤りにより、工事原価の過誤が生じていたもの
	イ 契約の履行の確保に適切を欠いていたもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約書により検査完了後、速やかに工事完成検査済証を交付されていなかったもの
(3)給与に関すること	ア 超過勤務手当 <ul style="list-style-type: none"> ・ 超過勤務時間の集計誤りにより、支給額に過誤が生じていたもの ・ 同一週を超えた週休日の振替伴う勤務時間の認識誤りにより過誤が生じていたもの
	イ 通勤手当 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事後の確認について、ETC利用明細書等の提示を求めるなどの調査確認をしていなかったもの
(4)旅費に関すること	ア 航空機(出張パックを含む。)を自己手配した場合又は実費調整した場合の領収書等を所属で確認、保管していなかったもの
	イ 診療応援を依頼した医師に対する旅費支給に係る事務処理について、旅費に関する条例に定める旅行依頼簿が作成されていなかったもの

3 その他

項目	内容
(1)組織・運営に関すること	ア 工業用水道事業について、給水契約の維持や新規需要の開拓など、事業の安定を持続させるための取組みが望まれるもの
	イ 病院事業について、財政健全化策に取り組んだ成果が見られるが、依然として厳しい財政状況が続いており、引き続き経営健全化と経営体質の強化への取組みが望まれるもの
	ウ ホームページについて、最新の情報に更新されていなかったもの
(2)物品財産に関すること	郵便切手、はがき等の管理に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 切手の実数と受払簿上の残数が一致しなかったもの ・ 切手について、受払簿が整備・保管されていなかったもの